



令和3年5月20日から「避難指示」までに必ず避難！

今年4月に災害対策基本法が改正され、5月20日から新たな避難情報の運用が開始されました。従来の避難情報では、必ずしも的確な避難につながっていないとして、避難するタイミングがより明確な表現に見直されました。今回の見直しを踏まえ、改めてお住まいの地域の災害リスクや避難行動、非常持出品をハザードマップやマイ・タイムラインなどで確認し、**警戒レベル4『避難指示』の段階までに必ず避難**できるよう準備しておきましょう。



ハザードマップ
(市 HP)



マイ・タイムライン
(市 HP)

警戒レベル	新たな避難情報等	取るべき行動
5	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	命の危険 直ちに安全確保！
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	危険な場所から 全員避難
3	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	危険な場所から 高齢者等は避難
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	自らの避難行動を確認
1	早期注意情報 (気象庁)	災害への心構えを高める

これまでの避難情報

**災害発生情報**  
(発生を確認したときに発令)

・避難指示(緊急)  
・避難勧告

避難準備・  
高齢者等避難開始



◀高岡市の警報・注意  
報の確認はコチラ  
(気象庁HP)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

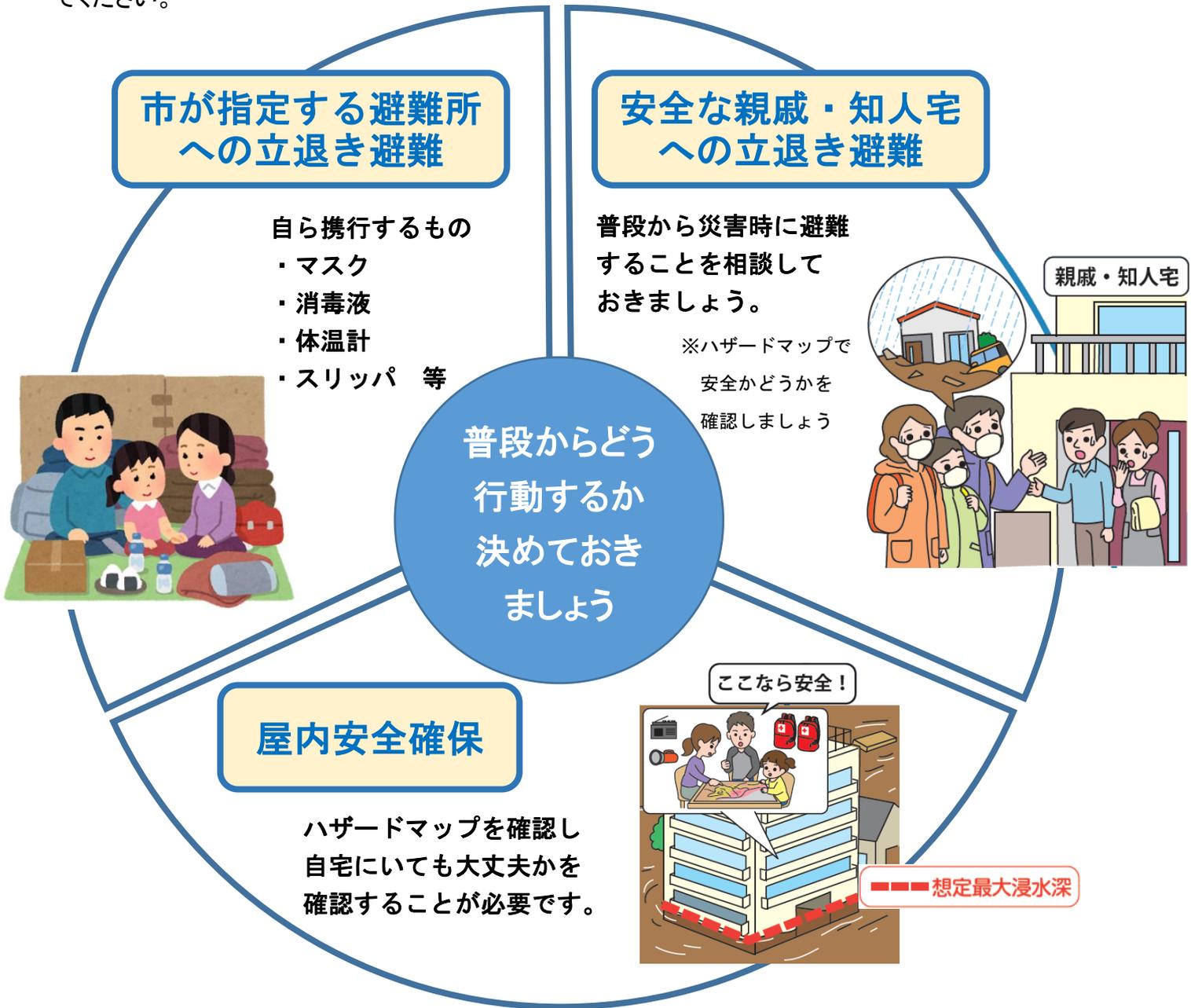
警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待つてはいけません！**

**避難勧告は廃止されます。**  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
**警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。**

## 「避難」とは避難所へ行くことではない・・・！

「避難」とは読んで字のごとく「難」を「避」けることです。災害時には、必ずしも市が指定する避難所へ避難する必要はありません。災害リスクのない安全な地域にお住まいの親戚・知人の家等も避難先になりえますので、お住まいのある各種ハザードマップを確認し、災害時に備え事前に相談しておきましょう。また、自宅が安全な場合は在宅による避難も可能です。避難の必要がないにもかかわらず、大雨等の危険の中、避難所まで向かう必要はありませんので、ご自宅の災害リスクを改めて確認してみてください。



令和3年6月1日現在、高岡市では、36校下のうち、32の校下(地区)連絡協議会が活動を行っております。【平米・定塚・下関・博労・横田・西条・川原・成美・二上・守山・能町・野村・二塚・佐野・木津・福田・小勢・立野・東五位・石堤・国吉・牧野・伏木・戸出・醍醐・北般若・是戸・中田・福岡・山王・大滝・赤丸 計32校下】

実際の災害時には、校下(地区)自主防災組織連絡協議会の役割が重要となります。今後も高岡市は全校下(地区)での設立に向けてサポートを続けてまいります。

自主防災連絡協議会ニュース編集部：高岡市総務部総務課危機管理室

TEL：0766-20-1229 FAX：0766-20-1549

自主防災連絡協議会ニュース

検索